

## 障害児通所支援巡回バス事業の実施について

障害の状況により、公共交通機関の利用が困難なため療育機関への通所ができず、日中を在宅で過ごす障害児がいます。こうした方を対象に、地域で孤立しない環境を整備することを目的に、適切な療育先等に通所を可能とする、障害児通所支援巡回バス事業を以下のとおり実施いたします。

### 1 事業の内容

公共交通機関の利用が困難な障害児に対し、区内の児童発達支援事業所に通所する際の送迎を行う。また、重度重複障害児を受け入れている高円寺北学童クラブ利用者と、公共交通機関による通所が心身に過度な負担となる障害児に対し、学童クラブへの送迎を行う。

### 2 乗車できる対象者

- 児童発達支援事業所に通所している障害児の内、幼稚園・子供園及び保育所に通園していない、次のいずれかに該当する者
  - 1) 医療的ケアが必要なことにより公共交通機関の利用が困難な障害児
  - 2) 強度行動障害や感覚過敏があり公共交通機関の利用が困難な障害児
- 上記1)又は2)の障害児の保護者で、児童と一緒に通所が必要と認めた保護者又は児童発達支援事業所の職員
- 高円寺北学童クラブを利用している者の内、公共交通機関による通所が心身に過度な負担となる障害児

なお、利用にあたっては、障害児の保護者から申請を受け付け、区が設置する障害児通所給付費等に関する支給認定会議(以下「認定会議」という。)において対象者を決定する。

### 3 利用料

無料とする。

### 4 今後のスケジュール(予定)

- 平成31年3月 対象者を認定会議で決定
- 4月 事業実施(児童発達支援)